

令和 7 年度東郷町監査計画

監査、検査、審査（以下「監査等」という。）を実施するに当たり、東郷町監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）第 9 条の規定により、令和 7 年度監査計画を次のとおり定めるものとする。

1 基本方針

令和 7 年度の監査等に当たっては、公正不偏の立場から、違法、不当、財務の正確性や合规性の指摘に留まらず、事業の目的を効率よく達成していく上での必要性や有効性の視点や、必要に応じて支出した費用に見合うだけの効果を挙げているかどうかという経済性、効率性からも監査等を実施し、結果に関する報告を議会、町長及びその他関係機関に速やかに提出するものとします。

- ① 合规性 法令、条例等に違反していないか。
- ② 有効性 目的を達成し、効果を挙げているか。
- ③ 経済性 より少ない費用で実施できているか。
- ④ 効率性 同じ費用で、より大きな効果が得られているか。

2 実施予定の監査等の種類及び概要

(1) 監 査

① 定期監査（地方自治法第199条第4項）

事務事業の適法性や妥当性を確保することを基本に、財務に関する事務が適正に執行されているかどうかの監査を実施する。

また、最小の経費で最大の効果を挙げているかという視点から、コスト縮減等の経済性、事務事業の効率性についても着目して監査を実施する。

② 随時監査（地方自治法第199条第5項）

必要があると認めたときに、定期監査に準じて監査を実施する。

ア 工事監査

令和7年度において町が実施する工事を対象として、事務手続きが適法・適正に執行されているか、工事計画の合理性や設計・積算及び施工等が適正かつ効率的に、安全かつ確実に行われているかどうかを技術的な観点から監査を実施する。

イ 物品管理監査

貯蔵品、諸材料、金券、はがき・切手、印紙・証紙、有価証券、備品・物品等の管理及び受け払い並びにその保管体制が適正にされているかどうかの監査を実施する。

③ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政援助を行っている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかについて着目し監査を実施する。併せて、所管部署の当該団体等への指導監督の適正性についても監査を実施する。

(2) 検 査

例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項及び地方公営企業法第31条）

会計管理者の保管する毎月の現金の在高及び出納関係諸表等の計数が正確なものとなっているか確認するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかの検査を実施する。

(3) 審 査

① 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

令和6年度の一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算その他の関係諸表等の正確性を検証するとともに、予算の執行、財産管理及び会計の適正性、健全性などについて、各監査や例月出納検査を活用しながら的確な審査を実施する。

② 基金の運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適切かつ効率的に行われているかどうかの審査を実施する。

③ 財政健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項）

法律に基づき算定された財政健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかどうかの審査を実施する。

(4) その他の監査

町民、議会又は町長からの請求等について、迅速かつ的確に対応し監査を実施する。

① 住民の直接請求に基づく監査（地方自治法第75条）

② 議会の請求に基づく監査（地方自治法第98条第2項）

③ 請願の措置としての監査（地方自治法第125条）

④ 町長の要求に基づく監査（地方自治法第199条第6項）

⑤ 住民監査請求に基づく監査（地方自治法第242条）

- ⑥ 町長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査
(地方自治法第243条の2の8第3項)
- ⑦ 公金の収納又は支払事務に関する監査 (地方自治法第235条の2第2項)

3 監査実施計画ほか

監査等の実施予定時期及び対象課等年間監査計画並びに監査等の実施に必要な事項は、監査実施計画のほか別に定めるものとする。

4 監査等結果及びその公表

監査等結果については、東郷町監査等結果報告に関する取扱要領に基づき、結果に関する報告を監査委員の協議を経て決定し、町長等へ提出するとともに、町ホームページを通じて町民に公表するものとする。